# か都市

# れいわ ねんど ほいくしょとうにゅうしょあんない 令和8年度保育所等入所案内



	保育所(園)一覧表・・・・・P1
1.	保育所とは?・・・・・・・P3
2.	入所の基準・・・・・・・P3
3.	保育の認定について・・・・・P4
4.	保育所の入所申請の流れ・・・・P5
5.	入所申請に必要な書類・・・・・P7
	申請書記入例・・・・・・・P9
7.	申請後・入所後の手続き・・・・P11
8.	入所選考について・・・・・P12
	入所選考基準表・・・・・・・P13

9.	小規模保育所等に入園の方へ・・・P15
10.	保育料・副食費について・・・・P16
	保育料徴収金額表・・・・・・P19
11.	育児休業取得(予定)の方へ・・・P20
12.	よくある質問とその回答・・・・P21
13.	ファミリー・サポート・
	センター事業について・・P23
14.	病児・病後児保育事業について・・P24
15.	一時的な利用の場合・・・・・P25



保育所(園)についてのご相談がありましたら、保育所・幼稚園課保育支援係までご連絡下さい。

〒838-0126 小郡市二森1167番地1(あすてらす内)

保育所·幼稚園課 保育支援係 ☎(0942)73-9148(直通)

※毎週水曜日(祝日の場合は翌日)はあすてらすの休館日ですが、保育所・幼稚園課窓口は開いています。 お電話につきましても、保育所・幼稚園課へつながります。

# (全国) 第一覧表 (令和8年4月)

New!

New!

保育所名		名	しょ <b>所</b>	在 地	ていいん	でんわばんごう 電話番号	がいし 開 に ( ) は保育知	は bh	せってい 設定時間				
			///	Ι ν	/C /X		げつよう きんよう 月曜~金曜	<sup>えんちょう</sup> 延長	さまう 土曜				
①三国保育所		所	<sup>みつきわ</sup> 三沢4130番地1		110名	0942- 75-5031	7:00~18:00 (8:30~16:30)	~19:00	~19:00				
	②御原保育	所	<u>_</u> \$51	513番地	80名	0942- 72-5100	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~19:00				
	③大崎保育	脈	大崎8	328番地1	30名	0942- 72-8337	7:20~18:20 (8:30~16:30)	~19:00	~19:00				
	④小郡保育	園	てらふくど: 寺福重	<sup>5</sup> 1957番地 1	130名	0942- 72-3474	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~18:30	~18:00				
	う味坂保育	園	<sup>やさか</sup> 八坂2	201 番地	140名	0942- 72-1101	7:00~18:00 (8:30~16:30)	~18:30	~18:00				
	<sup>まつざき</sup> ⑥松崎保育	園	松崎 6	377番地1	80名	0942- 72-6537	7:30~18:30 (9:00~17:00)	~19:00	~18:30				
	⑦城世保育	園	<sup>ひかた</sup> 干潟1	135番地1	90名	0942- 72-5306	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~18:30				
	小郡中央	8	本園	小郡 76 番地	90名	0942- 72-3883	7:30~18:30 ~19:0		~18:30				
	保育園	9	5次表。 大板井391 番地 51		50名	0942- 73-1515	(8:00~16:00)	13.00					
	⑩大原保育園				90名	0942- 72-8388	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~18:30				
	⑪三国がE 保育園			が丘四丁目 番地 2	100名	0942- 75-8460	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~19:00	~18:00				
	<sup>12</sup> みすず 保育園			003 番地	90名	0942- 23-0876	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~18:30	~18:00				
	13さくら 保育園	<sup>にゅうじ</sup> 3さくら乳児 保育園						が丘五丁目 地 11	36名	0942- 75-2023	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~18:30	~18:00
	値のびって 保育園	-	小郡了	53番地11	40名	0942- 73-3035	7:00~18:00 (8:30~16:30)	~18:30	~18:00				
	⑤小郡どるこ保育園	保育園72番地100名8072国ひまわ 保育園三沢 4583―160名0942-75-8460		03-5766- 8072	7:00~18:00 (8:30~16:30)	~20:00	~20:00						
	16三国ひる り保育園			三沢 4583—1 60 名		0942- 75-8460	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~19:00	~18:00				
しょうきぼほいくじぎょう 小規模保育事業													
	⑪小規模(9) あすみ園		あすみ・	一丁目40	12名	0942- 65-6067	7:00~18:00 (8:00~16:00)	~18:30	~18:00				
	18小郡こて じ園	りつ	祇園二	:丁目7-4	19名	0942- 48-5760	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~18:30				
	⑪すばる ナーサリ	_ J —	三国が	丘五丁目37	19名	0942- 48-2088	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~18:30				

ょう ほ れんけいがたにんてい 幼保連携型認定こども園	定員	でんわばんごう電話番号	げつよう きんよう 月曜〜金曜	<sup>えんちょう</sup> 延長	<sup>どよう</sup> 土曜
②すばる こども園 大保960番地	保育部分 110名	0942- 23-0375	7:30~18:30 (8:30~16:30)	~19:00	~18:30

#### <sub>ょうちえん</sub> 幼稚園型認定こども園

②兰井幼稚園	ふきあげ	保育部分	0012	7:30~18:30	 ~15:30
<b>少二升</b> 列	火工993-1	138名	72-6984	(7:30~15:30)	 7015.30

- ※小郡中央保育園の分園、さくら乳児保育園、小規模保育事業所3園は0、1、2歳児が対象。
  - 各園の連携施設及び卒園時の転園については 15 ページ「9. 小規模保育所等に入園の方へ」に記載。
- ※土曜の保育を、あすみ園はみすず保育園、すばるナーサリーはすばるこども園で実施。
- ※認定こども園の保育部分(2・3号認定)は、保育所同様に市が入所選考を行う。 教育部分(1号認定)については各園で選考なので、利用希望の園へ要問合せ。
- ※三井幼稚園の保育部分は1~5歳児が対象。



# 1. 保育所とは?

保護者が仕事・病気などを理由に家庭での保育ができない場合に、保護者の代わりに子ども (就学前の児童)の保育をする施設です。

# 2. 入所の基準

児童の保護者、同居している親族その他の者(高校生以下と64歳以上の芳を除く)のいずれもが次のいずれかに該当することにより、家庭での保育が困難であると認められる場合に、保育所に入所することができます。

6ヶ月間のうち必要な期間 ※ただし、入所希望日は出産予定日の 2か月前の1日から 3疾病・障が 病気、負傷、心身の障がいに より、家庭での保育が困難で ている治癒までにかかる期間 ある 障がいの場合は答びできょう ゆうこう 期間 ある にかいの場合は答びできょう ゆうこう 期間 かいこ かんこ 親族を常時介護・看護してい 介護・看護の必要性がなくなるまで る 仮告のがいるきゅう 災害の復旧に当たっている 復旧作業の必要性がなくなるまで	川りることができまり。									
月64時間以上している ②妊娠・出産 妊娠中または出産後間がない 出産予定日(または出産日)を含む前後 6ヶ月間のうち必要な期間 ※ただし、入所希望日は出産予定日の 2か月前の1日から ③疾病・障が病気、貧傷、心身の障がいに より、家庭での保育が困難で ある 障がいの場合は各種手帳の有効期間 ●介護・看護 親族を常時介護・看護してい る ⑤災害復旧 災害の復旧に当たっている 復旧作業の必要性がなくなるまで		きない理由								
②妊娠・出産 妊娠中または出産後間がない 出産予定日(または出産日)を含む前後6ヶ月間のうち必要な期間※ただし、入所希望日は出産予定日の2か月前の1日から3疾病・障が病気、負傷、心身の障がいにより、家庭での保育が困難でより、家庭での保育が困難でより、家庭での保育が困難でなる治癒までにかかる期間ある	①就労	にちじょう か じ いがい しごと 日 常 の家事以外の仕事を、	こょう   雇用期間							
②妊娠・出産 妊娠中または出産後間がない 出産予定日(または出産日)を含む削後 6ヶ月間のうち必要な期間 ※ただし、入所希望日は出産予定日の 2 か月前の 1 日から 3 疾病・障が 病気、負傷、心身の障がいに より、家庭での保育が困難で より、家庭での保育が困難で ある 障がいの場合は各種手帳の有効期間 ある 2 分(後)・看護 2 分(後)・看護 2 分(後)・看護 2 分(を)・看護 2 分(を)・看護 2 分(を)・看護 2 分(を)・看護 2 分(を)・を) 3 次(を) 4 分(を) 5 分(を) 5 分(を) 6		月64時間以上している								
※ただし、入所希望日は出産予定日の 2 か月前の 1 日から ③疾病・障が 病気、負傷、心身の障がいに 病気、負傷の場合は、診断書に記載され い より、家庭での保育が困難で ている治癒までにかかる期間 ある 障がいの場合は各種手帳の有効期間 ④介護・看護 親族を常時介護・看護してい 介護・看護の必要性がなくなるまで ⑤災害復旧 災害の復旧に当たっている 復旧作業の必要性がなくなるまで	©妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない	出産予定日(または出産日)を含む前後							
②疾病・障が病気、負傷、心身の障がいにいより、家庭での保育が困難である       病気、負傷の場合は、診断書に記載されている治癒までにかかる期間をがいの場合は各種手帳の有効期間をがいの場合は各種手帳の有効期間を対象を常時介護・看護している。         ④介護・看護 親族を常時介護・看護している。       介護・看護の必要性がなくなるまで         ⑤災害復旧       災害の復旧に当たっている       復旧作業の必要性がなくなるまで			6ヶ月間のうち必要な期間							
③疾病・障が 病気、負傷、心身の障がいに より、家庭での保育が困難で ある       病気、負傷の場合は、診断書に記載されている治癒までにかかる期間 でいる治癒までにかかる期間 障がいの場合は各種手帳の有効期間         ④介護・看護 親族を常時介護・看護してい る       介護・看護の必要性がなくなるまで         ⑤災害復旧 災害の復旧に当たっている 復旧作業の必要性がなくなるまで			※ただし、入所希望日は出産予定日の							
い より、家庭での保育が困難で ている治癒までにかかる期間 ある 障がいの場合は各種手帳の有効期間 でからできょう ゆうこう でがいの場合は各種手帳の有効期間 でがいる。										
ある	③疾病・障が	でょうき ふしょう しんしん 病気、負傷、心身の障がいに	病気、負傷の場合は、診断書に記載され							
④介護・看護       対決で       はようじ 親族を常時介護・看護してい る       介護・看護の必要性がなくなるまで         ⑤災害復旧       災害の復旧に当たっている       復旧作業の必要性がなくなるまで	61	より、家庭での保育が困難で								
る       ⑤災害復旧     災害の復旧に当たっている     復旧作業の必要性がなくなるまで										
Sinfusion	④介護・看護	対象を常時介護・看護してい	介護・看護の必要性がなくなるまで							
		る								
きゅうしょくかつどう 大呼汗動な行っている コミュマムラ ざいえんじ の担合しばかの 切っ	⑤災害復 旧	災害の復旧に当たっている								
6 氷 職 活動   水嶋心野を17 ブミいる   人所してから(仕園児の場合は他の保育	きゅうしょくかつどう ⑥ 求 職活動	求職活動を行っている	入所してから(在園児の場合は他の保育							
の必要性がなくなった日から)90日後か			の必要性がなくなった日から)90日後が							
属する月末まで			属する月末まで							
⑦就学 就学中である(就学時間が月 在学期間	で就学 で就学	就学中である(就学時間が月	でいがく 在学期間							
64 時間以上の場合)		64 時間以上の場合)								
8 育児休業取得時に既に保育を 育児休業復帰まで		ラファック まま まま	高っき 育児休業復帰まで							
取得時の 継続 利用している児童がいて、継		利用している児童がいて、継								
別用 続利用が必要である場合	りょう 利用									
⑨その他 じょうき しょうたい 上記に類する状態として市	9その他	じょうき るい じょうたい 上記に類する状態として市								
が認める場合		が認める場合								

# 3. 保育の認定について

# I 保育の支給認定について

保育所、認定こども園、幼稚園(新制度移行)などの利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定を受ける必要があります。 状況 に応じて次の3つの区分に分けられます。

認定区分	給付内容		年齢	利用先
1号認定	教育 標 準 時間認定	************************************	満3歳以上	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定		家庭での保育が困難で、保育所等での保	満3歳以上	保育所 認定こども園(保育部分)
3号認定	保育認定	育を希望する場合	満3歳未満	保育所 認定こども園(保育部分) が規模保育所 など

## Ⅱ 保育の必要量について

2 号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要性に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに分けられ、保育所の利用可能時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間	保育の必要性
保育標準時間	1日あたり最長 <b>11時間</b> +延長保育	<ul> <li>・月の就労時間が120時間以上</li> <li>・妊娠、出産</li> </ul>
保育短時間	1日あたり最長 <u><b>8時間</b></u> +延長保育	<ul> <li>月の就労時間が64時間以上</li> <li>120時間未満</li> <li>・求職活動中</li> <li>・育児休業取得中</li> </ul>

上記のほか、保護者の状況に応じて保育標準時間もしくは保育短時間の認定を行います。また、保育時間は各施設で定めており、それぞれ異なります。各園の保育時間については、1~2ページの一覧表でご確認ください。

## Ⅲ 保育必要量の変更について

ご提出いただいた保育の必要性を確認する書類により、保育必要量を決定しますが、「保育標準・短時間希望に関する申立書」等により、変更する場合があります。様式は、市窓口または小郡市ホームページにあります。

なお、認定変更は**申立書の提出があった翌月から**適用されます。また、月途中での変更はできません。

# 4. 保育所の入所申請の流れ

## I 一斉入所(令和8年4月1日入所)の場合

第1次前込み 受付日:令和7年11月4日(火)~12月15日(月)

受付場所:市保育所・幼稚園課(あすてらす内)、小郡市ホームページ



第1次入所選考、結果発送【令和8年1月下旬ごろより順次】

第2次申込み 受付日:令和7年12月16日(火)~

令和8年2月10日(火)

受付場所:市保育所・幼稚園課(あすてらす内)



第2次入所選考、選考結果発送【令和8年2月下旬ごろより順次】

第3次申込み

受付日:令和8年2月11日(水)~

令和8年3月10日(火)

第3次入所選考、選考結果発送

【令和8年3月中旬ごろより順次】

入所決定

かく 各保育所(園)での面談・説明会 入所決定とならなかった方

#### 入所【令和8年4月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を 行いますので、お迎えの 時間が早くなります (園や子の状況により慣らし保育の期間 は異なります)

#### 入所保留通知発送

保育所に空きが出た時点で 繁内します

- ※令和8年3月11日(水) 以降の申込みは、年度途中入所(5月以降)になります。
- ※申請書は市保育所・幼稚園課窓口でお配りしているほか、小郡市ホームページでもダウンロードが可能です。

# ■ **年度途中入所の場合**

素がつき 毎月1日が入所日。原則、月途中での入所はできません。

# 

配布場所: 市保育所・幼稚園課(あすてらす内)、小郡市ホームページ

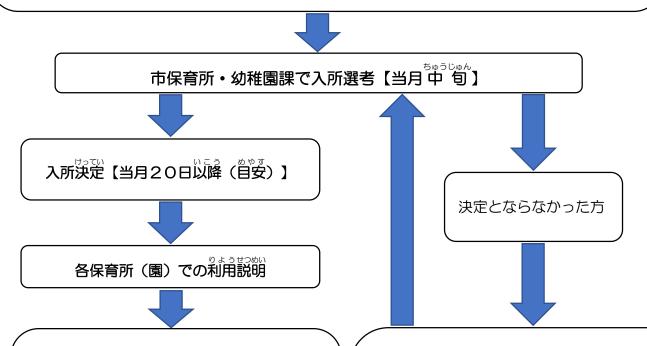


## 申請受付(随時受付)

申請締切:入所希望月の前月10日(土・日・祝日の場合はその前日)。

いくじきゅうぎょうふっき ともな ただし育児休業復帰に伴う入所申請の場合、前々月10日までの提出でも受付。

(例) 6月1日入所希望の場合、5月10日までに申請書を提出、5月に選考。 にはきゅうふっき がた 育休復帰の方で4月10日までに提出した場合は、4月と5月の2回選考。



#### 入所【毎月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を行いますので、お迎えの時間が草くなります。

(園や子の状況により慣らし保育の期間は 量なります)

# 入所保留

翌月に再度選考を行い、保育所に空きが出た 時点で選考基準点の高い順に案内します。 なお、申請書の有効期限は年度末まで(令和 9年3月31日まで)です。

令和9年4月1日入所を希望する際は、 令和8年11月に再度申請をしてください。

# 5. 入所申請に必要な書類

# I 全ての方が提出する必要のある書類

必要書類	せつめい <b>説明</b>
しせつりょうしんせいしょけんじどうだいちょう ①施設利用申請書兼児童台帳	入所希望の子ども1人につき1枚
	※9~10 ページに記入例あり
ほいくしょにゅうしょもうしこみちょうさひょう ②保育所入所申込調査票	入所希望の子ども1人につき1枚
	びつよう おう こべっ めんだん 必要に応じ、個別に面談させていただく場合があります。
	また、ご相談したいことがあれば遠慮なくお申し出ください。
こじんばんごうだいちょう ③個人番号台帳	入所希望の子ども1人につき1枚
(新規申込みの方のみ)	保護者及び子ども(申請児童本人含む)のマイナンバーを記入
	してください。また、提出時に本人確認が必要です。
	郵送で提出する場合は、保護者全員分の書類のコピー(マイナ
	<sup>りょうめん</sup> ンバーカードの場合は両面)を提出してください。
じゅうようじ こうかくにんしょ ④重要事項確認書	各項目をご確認のうえ、チェックし署名したものを提出してく
	ださい。
りの必要性を証明する書	申請児童の保護者及び同居家族(高校生以下と64歳以上の方
類	を除く)全員の提出が必要です。
	詳しくは8ページをご確認ください。

# 世帯 状 況 に応じて提出が必要な書類

世帯 水 況 に心して提出が必要な		
必要な状況	必要書類	はっこうしゃ <b>発行者</b>
ひとり親世帯である	こせきとうほん じどうふょう ア籍謄本または児童扶養	<sup>ほんせきち</sup> 本籍地のある市町村
	ま当証書(コピー可)	
ッこんちょうていちゅう 離婚調定中または協議中である	離婚調定中または協議中で あることがわかる書類	家庭裁判所、弁護士など
入所希望の子どもが、認可外保育所を	さいえんしょうめいしょ 在園証明書	げんざいつうえん 現在通園中の施設 長
利用している		
きょうだい児が、企業主導型保育所や	在園証明書	現在通園中の施設長
<sup>ょうちえんとう</sup> 幼稚園等に通園している		
申請書提出時点で市外に住んでいる	転入に関する誓約書	申請者(保護者)が記入
(転入予定で申請の方)		
入所希望の子どもが、食べ物等のアレ ルギーがある	アレルギーの指示書	医師
ざいたくしょう 在宅障がい者(児)がいる	はまうがいしゃでちょう とくべつじどうふょう 障害者手帳、特別児童扶養	ままじゅうち ととうふけんち じ居住地の都道府県知事
(入所希望児童含む同居者全員が対象)	手当の証書のコピー等	
市外保育所の入所を希望する	市外保育所入所申込み理由	申請者(保護者)が記入
(小郡市内の保育所への通園が困難など	書	
の理点がある場合に限る)		

## Ⅲ 保育の必要性を証明する書類

*でいますができない理由	必要書類	<sub>ようしき</sub> 様式
会社等に勤務している人 (パート、内職含む)		
いくじきゅうぎょう 育児休業から復帰する人(※1)	Lゅうろうしょうめいしょ つと きき きさい 就労証明書(勤め先が記載)	様式①
育児休業 中で、継続利用を希望 する人(※1)		
じえいぎょう 自営業の人	就労証明書(自身で記載)	様式①
® 美を営んでいる人	+ 自営・農業をしていることが分かる書類 (※2)	1312 ( )
親族の自営業・農業に協力して いる人	就労証明書(経営者が記載) + 自営・農業をしていることが分かる書類(※2)	様式①
しゅっさんぜんご 出産前後の人	申告書 + 母子健康手帳の写し(保護者氏名がわかるページおよび出産予定日がわかるページ)	
びょうきりょうよう 病気療養中の人	申告書 + 病気であることを証明する書類(医師の診断書 など)	様式②
障がいのある人	申告書  いんだいしょうがいしゃてちょう  十 身体障害者手帳または療育手帳の写し等	
まゆうしはくちゅう 水 職 中の人	誓約書(入所して3か月以内に就労証明書を提出すること)	様式③
かいこ かんご おこな 介護・看護を行う人	申告書 + 介護・看護 状 況 表 + 介護・看護が必要であることを証明する書類	様式② +
	(医師の診断書、障害者手帳の写しなど)	様式④
しゅうがくちゅう 就学中の人	在学証明書(在学証明書に就学時間の記載がない場合、1か月の就学時間が分かるものを合わせて提出)	様式⑤

- ※ 申請書類の様式は、小郡市ホームページでダウンロードが可能です。
- ※1 育児休業取得中は、すでに程蘭している児童を除き保育所入所はできません。そのため、職場復帰時期に合わせて、入所申請を行う必要があります。その場合、保育所に入所してから 1 か月以内に復帰してください。詳しくは、20ページ「11. 育児休業取得(予定)の方へ」をご確認ください。
- ※2 開業間の写しや確定管告書の写しなど、仕事をしていることが確認できる書類を添付してください。 ただし、客観性に欠けるものは認められません。

# 6. 申請書記入例

様式第1号(第4条、第9条関係)

#### 令和8年度子ども・子育て支援施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 (施設利用申請書兼児童台帳)

記入例

	(他改利用中胡音术儿里口恨)														
月	、	市	長	あっ								申請(申	□込)日 R	<b>7</b> 年 O 月	<b>X</b> 目
保育 (幼稚	所なと 園(2	ご(保 <sup>・</sup> 幼稚園	育部分 園部分	分)入戸 )につ	「希望のり いては、	易合は、施 直接施設・	る教育・保育総設利用もあわせ マ申請してくだ 当たっての同意	せて申請し さい。)	ます。			-。 (本者氏名	小都	××	
31.7.		,, _				□ 1号(割			1		<u> </u>	~	3早(但	保育3歳未満	目 )
利用	を希	望す	る認定	区分	(44	コ 1ヶ(* )稚園名:	以日)	)		標準時		短時間	1		短時間
ارخ	りがな	x .	未	ごおり				<u> </u>	<b>W</b>	保平时	n u	应时间	1 保育所	4 他人	
					××				2 <b>4</b> Æ	5 H	13日生	現在の		5 自宅	2 '
児園	直氏名	呂	4	/郡	$\Diamond$	$\Diamond$			· ·	<b>-</b> /1		保育状况	3 親戚預	6 その6	也( )
現	住所	Ť	小郡	市 4	1825	5 – 1	※市外の方は	「小郡市」	を見え消し	の上、明	見住所記入			重話番 舞	클
		続柄		R7.1.	1時点で作	主民票があ	る自治体名	R8.1	.1時点で	住民票が	ある自治体	5名	自宅	0942-	72-2111
保護	者(	父	) 🗆	小郡市	ī <b>⊿</b> 他	( OO#	<b>5</b> )	☑小郡	市 口他	.(	)		父 の携帯	090-000	0-00-00
保護	者(	<b>æ</b>	) 🗷	小郡市	ī □他	(	)	☑小郡	市 口他	.(	)		₩ の携帯	080-000	00 <b>-</b> ΔΔΔΔ
∩#	帯の	) 壮汽	·(児i	音本 /	しを含め	すべての	)同一世帯員	及び同島	民人を記	入してく	ださい. )			•	
<u> </u>	11,1-2	VVDI	1 () []	ふりが		児童と			同居・	<i>,</i> (0 ( )	ふりがな		児童と	4-7-11	同居・
				ŧ	名	の続材	1		別居			名	の続柄	生年月日	別居
世	1	おご		~~		父	大正·昭和平	-	同 別 5	おごおり			1 20 4X I	1、昭和・平成・	
帯	Н	小り		<u> </u>	)		大正・昭和 平	1 Op	<u> </u>	小部				<b>△</b> 年 <b>△</b> 月 <b>E</b> 昭和 平成	
員の	2	小小		××		4	X年 X	- 1	同別 6	小絮			祖母	□年 □月	/ / / I = 1 m
状	Н	おご					大正・昭和・平月	北(合和)	<del>- \</del>	47-149				F•昭和•平成	
況	3	小		**	•	兄	☆年 ☆		同別	申請	児童の保	護者に	ついては、	単身赴日	Eなどで <sup>閉</sup>
	4	おご				本人	大正・昭和・平	$\sim$ $_{\rm I}$	同別 8	別居	している	場合も言	己入してくた	<b>ごさい</b> 。	別
	Ľ	小	郎	$\Diamond \Diamond$	<u> </u>	47	<b>◇</b> 年 <b>◇</b>	月 ◆日	J,551 €					1 /4	
					無		「有 ⇒ 氏名:	小数	ΔΔ	交付	自治体: ☑	小郡市	□他市町	村(	)
障	がいネ	者の同	]居	₽	3 身体障	售者手帳	□療	育手帳		精神障	害者保健福	ā祉手帳	*	該当する場合	合は
					] 特別児	宣扶養手	当証書又は特	別児童扶	養手当受	給証明書	F	□ 障害	年金 2	<b>すしを提出し</b>	てください
7	トとりま	親世常	片	Į.	1 非該当	i	□ 該当								
生剂	舌保言	護の状	汁沢	Ę	7 適用無	<b>₹</b> L	□適用を	あり(	年 月	日保	護開始)				
②保	育の	利用	を必	要とで	ける理由	等(1号	忍定の幼稚園	(教育)	を希望さ	れる方に	ま、利用を	希望す	る期間のみ	記入)	
利用	を希	望す	る期間	1			令和	8年4	月 1日	から	<b>和9</b> 年	3月3	1日 まで		
利用	を希	望す	る時間	1			7	時 30	分(登園)	から	18時(	00分(៛	お迎え) まで	5	
保証	隻者	( :	······	)	☑就労	□求職	□就学 □疾	病•障害	□介護・	看護 [	〕災害復旧	□その	の他(	)	
	就労	等(就	学) 時	間		8時3	0分 から 1	7 時;	30分	まで通	勤等(通学)	時間	(往復)	1 時間 0	0 分
保記	隻者	(	卧	)	☑就労	□出産	□求職 □就	:学 □疾	病•障害	□介護	·看護 □	災害復旧	日□その他	( )	
	就労	等(就	学) 時	間		8時3	0分 から 1	7 時(	00分	まで通	勤等(通学)	時間	(往復)	0 時間 4	0 分
生	計中	心者の	の失業	É	☑無し		□有り(離職	₹日:	年	月	日 )				
	育児	休業時	月け		□無し		☑有り ( 令	新泉 年	5 H	1 日復	帰予定 )				

#### ③給付認定申請に当たっての同意事項

- 1. 小郡市が給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報 に基づき決定した利用者負担額及び副食費徴収の有無について、特定教育・保育施設等に提示すること。
- 2. 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められ る情報を施設・事業者に提供すること。
- 3. 災害等の緊急時において、関係部署・警察・病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 4. 申請に必要な添付書類を定められた期日までに提出できない場合は、申請を取り消される場合があること。
- 5. 年度当初(4月)の利用に向けた認定事務が集中する時期については、審査結果(認定証交付)が令和8年3月以降になること。

裏面へ →

④入所の希望につい	て							
		希望	望園		見学の有無(申請書提出時点)			
	第1 (	〇〇保育園		☑見雪	学済(令和7年10月	頃) □見学予	定(月予定)	
入所を希望する 保育所(園)等名	第2 >	<×保育園		☑見雪	学済(令和7年11月	頃) □見学刊	定(月予定)	
	第3 🙎			□見雪	学済(令和 年 月	] 頃)   ☑ 見学-	予定(¶月予定)	
	第4 [			☑見雪	学済(令和7年11月	頃) □見学刊	定(月予定)	
その他の園への見学	※第1~4希望以外の園を見学された場合は、園名及び見学した時期を記入してください。							
	☑ 有り ⇒ 第4希望以降(小郡市内全ての園)の選考を希望する場合、必ず <u>第4希望まで記入</u> して							
	口無し				合は、希望園のみで		• O	
第4希望以降の 選考希望	「有り」にチェックした場合、入所したい理由として当てはまるもの全てに✔してください。 ☑ 育児休業からの職場復帰ができないため □入所できなかった場合、生活に支障をきたすため							
2011年								
			いと、既に保育別	「寺に人所しているさ	きょうだい児の継続利用	用か ぐざなくなるに	8)	
	□その ※「第4â		!」で「無」」にチー	・		ものにノ1 アノゼキ	l()	
希望園以外の選考を						0-71-4 0 CV/-C	* 0	
希望しない理由	□甲寺	の移動手段がなく、 他 (	でない (らない)	山州川吋间川	内の送迎が困難			
※市記入欄								
児童と	· #	徴収金階層認定		A T- 0 F- F- //		利用者負担額変更	及びその理由	
課 の続 は	名	令和7年度分市		令和8年度分市		45年1	三(祖中)	
税 <u>柄</u> 状		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	
況								
調								
計								
階層区分の		_			_			
利用者負	担 観		円		円		円	
	認定(	の可否		認定者	<b></b> 番号	認定	区分等	
可 ・ 否 (否とする理由)		年月	日認定	年	□ 月 日送付	□1号 □2	2号 □3号 準 □短)	
支給(入所)	の可否	, ,	- H0.7C	·	,,,	支給(和	间用)期間	
可•否						自 年	月日	
(否とする理由) 口施設型	口掛拭	型 口特例施設	刑 口特例報	h tot 开门		至年	月日	
口心改至	口地坝	<u>全 口符例応設</u> 入所施設(事		8-00-0		<u> </u> ± +	л ц	
		7 777 70 777						
□認定こども園[□連 □幼(□幼 □保) □保(□幼 □保) □地(□幼 □保)]								
□幼稚園 □保育所(園) □地域型(□小 □家 □居 □事)								
備 考								
※施設記載欄(カ	施設(事美	業者)を経由して	市町村に提出	する場合)				
受付年月日	受付年月日 年 月 日							
施設(事業者)	)名				(	事業者番号:	)	
担当者氏名	i	(担当者)						
連絡先		(連絡先)						
入所契約(内定)	の有無	有(契約	・内定(	年 月	日契約(内定))	- 無		
備考								

# 7. 申請後・入所後の手続き

# I 保育所を申請中・利用中に状況が変わった場合

動務状況や家庭の状況が変わった場合、書類の提出が必要な場合があります。下記の場合、速やかにお申し出ください。

- せたいじょうきょう ・世帯状況が変わったとき(結婚、離婚、離婚調停中または協議中、その他世帯員の変更など)

- \* 居住地が変更となったとき (転 出、転居など)
- にゅうしょきぼうきかん ・入所希望期間を変更するとき(年度途中での退所希望など)
- \* 家庭内保育が可能になったとき(原則退園)

など

## Ⅱ 入所後の要件確認

下記の保育要件で保育所に入所された場合は、入所後に書類の提出が必要です。下記のとおり提出してください。

# (1) 育児休業復帰に伴う保育所入所の場合

提出書類:就労証明書(復職年月日が記載されたもの)

育児休業復帰に伴う保育所入所をした場合、入所日より1か月後までに育児休業から復帰する必要があります。復帰したことを確認するため、育児休業復帰後、速やかに就労証明書を提出してください。 (例) 令和8年5月1日入所の場合、令和8年6月1日までに育児休業復帰し、就労証明書を提出

#### (2) 求職活動のため保育所に入所した場合

提出書類:就労証明書(新規就職先のもの)

求職活動のため保育所に入所した場合、入所してから3か月以内に就労証明書を提出してください。 提出締切日に就労証明書を提出できない場合、退所となる場合があります。

(例) 令和8年5月1日に入所した場合、令和8年7月31日までに就労証明書を提出

#### Ⅲ 次年度(令和9年度)以降の入所申請について

保育所を利用(または申請)している方も、毎年度申請が必要です。

#### (1)現在利用している保育所を継続利用したい場合

必要書類(7~8ページ参照)を揃え、各施設が定める期限までに提出してください。 なお、書類の不足や未提出、入所要件に該当しない場合などは退園となる場合があります。

#### (2) 別の認可保育所へ転園希望の場合

必要書類を揃え、市保育所・幼稚園課の窓口へ提出してください。受付期間は新規申請の方と同じです。また、申請書提出の際に転園希望であることを伝えてください。

#### (3) 現在保育所を利用中で、継続しない場合

幼稚園への入園や市外転出などにより年度末で退所される方は、退所届の提出が必要です。 現在通園している保育所または市保育所・幼稚園課窓口へ提出してください。

#### (4) 現在入所申請中(入所保留中)で、次年度以降も継続して入所希望する場合

必要書類を揃え、市保育所・幼稚園課の窓口へ提出してください。受付期間は新規申請と同様です。

# 8.入所選考について

# I 入所選考の方法等

保育所の受入数を超える入所申請があった場合、利用調整を行います。保育の必要性が高い児童から調整します。第1希望の施設が定員超過等の場合には、第2~第4希望の施設にて順次調整します。 なお、長期間入所待ちとなっていることや申し込みの順番は、入所の可否には関係しません。

## Ⅱ 優先順位について

利用調整を行う際、両親の勤務時間、日数、世帯の状況等で優先順位を決定します。優先順位は、13~14ページ「令和8年度小郡市保育所入所基準表」に基づき、最終合計点の高い順です。

優先順位が高い例	でく 優先順位が低い例
<sup>ほごしゃ</sup> ・保護者がフルタイム勤務	• 保護者の勤務時間が短い
• ひとり親世帯	どうきょかぞく きゅうしょくちゅう ・保護者又は同居家族が 求 職 中
• きょうだいが保育所を利用中	

- ・希望者が多数いるなどの理由で希望保育所に入所できない場合や、入所基準に該当せず、入所が認められない場合があります。
- ・希望施設に入所できなかった場合は申請書を引き続き保管し、保育所に空きができた場合に優先順位の高い児童から入所のご案内をいたします。なお、<u>申請書の有効期限は年度末(令和9年3月31</u>日)までです。
  - ※期日までに入所に必要な書類が提出されない場合や、書類不備または不正がある場合は、 申請が無効になります。

## 

入所申請後に申請を取り下げる場合や、入所決定後に辞退する場合は、遠やかにお申し出ください。 また、申請取り下げ後に保育所等の利用を希望する場合は、再度申請書の提出が必要になります。

1和6千度	い都巾だ	<b>呆育所入所</b> 。 □	变 <b>午</b> 衣 □		令和 年	月
					歳	
			児童名		歳	
Ī	忍定項目		基準項目			集点
			月160時間以上勤務		父 20	母 20
					19	19
			月140時間以上勤務		18	18
			月130時間以上勤務		17	17
居宅外労働		本人	月120時間以上勤務		16	16
			月100時間以上勤務		15	15
			月80時間以上勤務		14	14
			月64時間以上勤務		13	13
			月160時間以上勤務		20	20
			月150時間以上勤務		19	19
			月140時間以上勤務		18	18
本人 自営業及び 農業			月130時間以上勤務		17	17
	本人	主たる従事者	月120時間以上勤務		16	16
			月100時間以上勤務		15	15
			月80時間以上勤務		14	14
			月64時間以上勤務		13	13
			月160時間以上勤務		16	16
協力			月120時間以上勤務		14	14
	協力者		月80時間以上勤務			12
			月64時間以上勤務			10
			月160時間以上勤務		10 14	14
内職 本人			月120時間以上勤務			12
		本人	月80時間以上勤務		12 10	10
			月64時間以上勤務			8
			1か月以上の入院(2ヶ月に1度証明する場	<u>(수)</u>	8 20	20
		入院中	1か月未満の入院	107	12	12
			週3回以上の通院(2ヶ月に1度証明する場合)			12
病気療養		通院中	週3回永二の過院(2ヶ月に1度証明する場合)			8
		 その他	保育が困難とわかる医師の診断書あり(状態、療養の期間が記載してある場合)			16
	<u> </u>	( )		原育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時	16 20	20
	心身障害		回無な場合 身体障害3級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が常時困 難な場合			16
			身体障害4級、精神障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合			13
妊娠・出産(出	庇日た今+	↑前後6か月)	産前産後2ヶ月(出産月を含まない)		14	14
		から申請可能	上記以外の期間		10	10
	育児休業		   育児休業復帰 <sup>※1</sup> に伴い、保育所入所を希望		居宅外党	
			月160時間以上看護または介護	ᆮᄼᄬᆈ	16	16
			月120時間以上看護または介護		14	14
看護•介護	看	護∙介護	月80時間以上看護または介護		10	10
			月64時間以上看護または介護			6
	I		月160時間以上勤務		6 18	18
			月120時間以上勤務		16	16
	就労予定		月80時間以上勤務		14	14
			月64時間以上勤務		12	12
	求職活動中		水職活動(起業準備を含む)を継続的に行	っていること	5	5
	1		<u>  大場に対しています。  大学等へ在学中(月64時間以上)</u>	<b></b>	14	14
就学中	"吸木川深	一次 专门于议。	ハナザ 「止ナイ(カロサ府川以上)		14	14

			基準点			
■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●						
調整項目 生活保護世帯						3
主点体護世帝 育児休業明け						3
	ひとり親家庭又は離婚調停(協議)中			14		
ひとり親家庭等	(安戸精謄本。 提口できない場合、離婚曲の支理証明書、離婚協議書、調停関係書類等、離婚の息芯が方かる書類) 両親なし 両親の死亡、行方不明等			10		
単身赴任 保護者のいずれかが単身赴任。(子以外の同居者がいない場合)			5			
同居者	求職中					-2
1776 6		要とする書類未提				<b>※</b> 2
転園 ※3	一方が他力	方の園に転園す		ては保育所部分を	利用中の場合で、	19
			記の場合を除く)			8
			胎児含む)が同時に申請を			6
申込児童	+		を預けている場合(要在園記		÷ / le le > 18	2
	-		農業のため保育施設等に			-3
			ヶ月以内に失業(倒産、リス		•	6
			手で勤務する、又は勤務予算 ※4	正の保育士の子ども	6(仏域人所申請者)	2
	保育所部分	分のきょうだい児	^*がいる 		L 210 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	40
			・利用しているきょうだい児 <sup>※</sup> 『分に申請を出す場合	<sup>※4</sup> がいて、	きょうだい児が新2号認定を受けている	2
				5如ひかと原本でも	きょうだい児が新2号認定を受けていない。 『公本 〉	
その他			同こども園2号部分へ(教育			3
			(※5)が連携施設または他の			60
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月 120時間以上)					50
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月 120時間未満)					月 20
					へる、または勤務予定である場合 	3
			ょうだい児が卒園した場合			10
	児童福祉の	り観点から特に位	呆育の必要性が高いと判断 ────────────────────────────────────	した場合		適宜
最終合	計	 父母		▼	調整項目=最終基準点	
·/	= 13 + 2 - 2 1 2		00 to 0.40 C + 5/- to	1 73 2. +1 4 44.		
					いては可能な範囲で枠取りを行う。	
			出および不備については、			
			適用し、別の調整項目は適			
当該項目の	)対象児は、	選考時点で既に	「小郡市より保育(2号・3号 ────	)認定を受け、かつ	認可施設を利用している児童に限る。 	
《4 選考時点で	既に在園し	ているきょうだい	児がいる場合に限り適用す	る。また、保護者等	の入所要件が求職中の場合は適用した	:(\ <sub>o</sub>
《5 小規模保育	所の卒園児	記には、小郡中央	:保育園分園2歳児クラス及	びさくら乳児保育園	園の卒園児を含むものとする。	
《6 保育士、保	育教諭、子育	角て支援員、看記	護師、調理員、その他市が記	忍めるもの		
《7 保育所、地	域型保育事	業(家庭的保育	、小規模保育、居宅訪問型	保育、事業所内保育	育)、認定こども園	
	が同点の場	合の優先順位		11 = - 1		,
憂先 医 (4)		項目		優先順位	項目	
旧107	保育施設の希望順位が高い					
	世級の布室順位が高い 関係育所等の卒園児 7 小学生以下が多い世帯					
1 保育施設 2 小規模係	保育所等の					
2 小規模係3 ひとり親	保育所等の 世帯	卒園児	者(児)がいる世帯	8 6か月	生以下が多い世帯  以上待機児童となっている者  所得金額の低い世帯	

# 9. 小規模保育所等に入園の方へ

#### nadin leto 連携施設について

だいしょうじょう 対象児童がO歳児から2歳児である小規模保育所等の施設には、

- ① 保育内容の支援
- そつえんご う ざら卒園後の受け皿

といった役割を担う連携施設が設定されています。各園の連携施設は以下のとおりです。

園名	連携施設及び同一法人の園		
小郡中央保育園(分園)	小郡中央保育園(本園)、大原保育園		
さくら乳児保育園	三国が丘保育園、三国ひまわり保育園		
小規模保育あすみ園	みすず保育園		
すばるナーサリー	すばるこども園、城山保育園、のびっこ保育園		
小郡こひつじ園	松崎保育園、味坂保育園		

## Ⅱ 卒園時の転園について

小規模保育所等を利用している方は、卒園時に転園する必要があります。転園の手続きは次のとおりです。

卒園する園	転園希望園 (第1希望)	必要なお手続き	選考について
小規模保育	みすず保育園	入所申請書一式 (※) を、 あすみ園へご提出ください。	選考なし (継続利用とみなします)
あすみ園	みすず保育園	4月1日入所の1次選考締切	提出された申請書をもとに入
小型中中仍奈用	以外	日(令和8年3月31日卒園       の方は令和7年12月15日	所選考を行います。     市内保育所等を案内できるよ
小郡中央保育園(分園)		)までに入所申請書一式(※)	うに調整しますが、第1希望
さくら乳児	小型市内の	を市窓口(あすてらす内)へ	が連携施設であっても、空き
保育園	小郡市内の	提出してください。	状況等により、 <b>案内できると</b>
すばる	認可保育所等		<u>は限りません</u> ので、あらかじ
ナーサリー			めご了承ください。
小郡こひつじ園			

※入所申請書一式は、ご利用中の小規模保育所等からお配りします。

#### 小規模保育所等を卒園する際の注意点

- ・以前見学した施設や連携施設への転園希望であっても、転園時に見学が必要な場合があります。
- ・連携施設への転園でも、**転園後2週間程度の慣らし保育**が必要です。
- ・ 幼稚園へ入園希望の方は、直接希望園へお問い合わせください。

# 10. 保育料・副食費について

#### I 保育料について

保育料は、3歳未満児(令和8年4月1日時点の年齢)の保護者にお支払いいただくもので、保育所の運営に必要な経費の一部に充てられます。3歳以上児(令和8年4月1日時点の年齢)や第3子以降の児童は保育料がかかりません。

保育料の階層は、入所児童の保護者の課税額の合計またはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の課税額の合計で決定されます。 詳細は 19 ページ「令和8年度小郡市保育料徴収金額表」をご確認ください。

- ■令和8年4月~令和8年8月の利用者負担額
  - →令和7年度市民税額(令和6年1月~12月の収入から算定)により計算します。
- ■令和8年9月~令和9年3月の利用者負担額
  - →令和8年度市民税額(令和7年1月~12月の収入から算定)により計算します。

## O保育料の多子軽減について(算定対象のうち第何子かで保育料が変わります)

		3 歳未満児の保育料		
区分	算定対象	第1子	第2子	第3子 以降
所得割額			はんがく <b>半額</b>	以阵
57,700 円未満	   とくていひかんこしゃとう   特定被監護者等 (※1) すべて		TUR	
要保護者等世帯(※2)で、			無料	
所得割額 77,101 円未満		ぜんがく <b>全</b> 額		************************************
上記以外の場合	特定被監護者等のうち、保育施設等	王領		無料
	(※3) に入所している児童			
	ただし、特定被監護者等すべてで数え		半額	
	た場合に第3子以降になる児童は、右			
	の表に関わらず無料			

- ※1 特定被監護者等…①保護者に監護される者(未成年)
  - ②保護者に監護されていた者(①が成年に達した者)のうち、生計を一にする者
  - ③保護者またはその配偶者の直系卑属のうち、生計を一にする者
- ※2 要保護者等世帯…7)とり親世帯もしくは行名魔がい者がいる世帯
- ※3 保育施設等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所(企業主導型でない認可外保育施設は含まれない)

#### Ⅱ 副食費について

保育所で提供されるおかず、おやつ、飲み物等に係る費用です。3歳未満児(令和8年4月1日時点の年齢)の副食費は保育料に含まれているため、3歳以上児(令和8年4月1日時点の年齢)のみお支払いが必要です。各園の定める額を、各園に直接お支払いいただきます。

#### O副食費の免除対象について

ご家庭の状況に応じ、副食費が免除になる場合があります。

認可の保育所、小規模保育所、認定こども園(保育部分)を利用している方は、以下のとおりです。 幼稚園等を利用している方は免除対象が異なりますので、保育所・幼稚園課へお問い合わせください。

		3歳以上児の副食費		
区分	算定対象	算定対象 第1子•		
		第2子	以降	
所得割額				
57,700 円未満		めんじょ		
まうほでしゃとうせたい 要保護者等世帯(※1)で、		免	示	
所得割額 77,101 円未満				
上記以外の場合	特定被監護者等のうち、保育施設等(※2)に入所している児童	<sub>ちょうしゅう</sub> 徴 収	免除	

- ※1 要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは社会障がい者がいる世帯
- ※2 保育施設等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所(企業主導型でない認可外保育 施設は含まれない)

## Ⅲ 保育料・副食費の支払方法について

休月科・副及員の文弘万法について					
りょう 利用する施設		のうにゅうほうほう 納入方法			
利用9 る施設		保育料(3歳未満児クラス)	副食費(3 歳以上児クラス)		
			<sup>えん ちょくせつげんきん</sup> 口座振替または園へ直 接現金でお支		
	ごうりつ	   <sub>こうざふりかえ</sub>   口座振替または納付書	払い(原則、口座振替でのお支払		
したんかほいくしょ 認可保育所		」 「DE振音なたは熱り音」 「DE振音などは熱り音」 「原則、口座振替でのお支払	(I)		
	1.00	(八)			
	私立				
			   施設の定める方法で、施設にお支払		
にんてい。認定こども園		<b>さだ</b> ほうほう	()		
		施設の定める方法で、施設に			
カいきがたほいくじぎょうし。 地域型保育事業所	f (小規模	お支払い			
保育所)					

## IV 保育料の滞納について

#### (1)保育料の滞納があった場合

再三の呼びかけにもかかわらず保育料の支払いや納付についての相談等がない場合、**勤務先・金融** 機関等に対して財産調査や差押を執行する場合があります。

## (2)分納または児童手当からの差引について

<sup>かけい じょうきょう</sup> 家計の 状 況 等により毎月の支払いが難しい場合、以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ・分納でのお支払い…支払い回数を増やす代わりに1回あたりの支払額を下げる、ボーナス等の際に一括でお支払いする等が可能です。 完済までの計画等について市と協議を行い、分納誓約書をご提出いただきます。
- 児童手当からの差引…児童手当支給の際に支給額の一部または全部を天引きします。天引きする金額や期間等について市と協議を行い、申出書をご提出いただきます。

分納誓約書または申出書をご提出いただいた場合、<u>提出以降の保育料にかかる督促手数料及び延</u> <u>滞金が免除される場合があります</u>。毎月のお支払いが難しい場合は速やかにご相談ください。

#### (3)保育料の督促手数料と延滞金について

定められた納期限までに納付のない保育料については、**督促手数料として100円を追加数収**するとともに、**納期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金を徴収**します。延滞金の額は保育料を納付された時点で確定します。保育料納付後に延滞金の納付書を発送しますので、納付書により納付してください。

# V 世帯 状 況 • 課税状況等の変更があった場合

結婚や離婚、離婚調停または離婚協議などにより、世帯の所得や市町村民税額に変更があった場合は、保育料および副食費が変更になる事がありますので、<u>速やかに保育所・幼稚園課までご連絡下さい</u>。なお、保育料及び副食費の変更は、原則、<u>申請のあった翌月から</u>になります。ただし、追加徴収が発生する場合は、遡って請求を行います。

## ※改訂により変更する場合があります。 令和8年度小郡市保育料 徴収金額表

	]日に在籍する満3歳未満保育認定	子どもの属する	利用者負担額 (月額)		
世帯の	階層区分			(単位:円)	
階層区分	定義		保 育標 準時間	保 育 短 時 間	
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	
B 2	A階層及びC4階層からD7 階層までを除き、市町村民税	市町村民税非課 税世帯	0	0	
C 2	の額の区分が次の区分に該当 する世帯	均等割額のみ課 税世帯	12, 000	11, 700	
C 4	A階層からC2階層までを除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当す	48,600 円未満	16, 000	15, 700	
D 1	る世帯	48,600 円以上 61,600 円未満	19, 000	18, 700	
D 2		61,600 円以上 72,400 円未満	23, 000	22, 600	
D 3		72, 400 円以上 97, 000 円未満	28, 000	27, 500	
D 4		97,000 円以上 169,000 円未満	37, 000	36, 300	
D 5		169,000 円以上 301,000 円未満	52,000	51, 100	
D 6		301,000 円以上 397,000 円未満	65, 000	63, 800	
D 7		397, 000 円以上	65, 000	63, 800	

#### 令和8年度小郡市保育料(要保護者等世帯) 徴収金額表

	各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する			る 利用者負担額 (月額)		
世帯の階層区	世帯の階層区分					(単位:円)
階層		保	育	保	育	
区分	定義	標準	上時 間	短	時間	
B 1	市町村民税非課税世帯		0		0	
C 1	市町村民税の均等割額のみ		5, 000		4, 900	
C 3	市町村民税の所得割課 税額の区分が次の区分	48,600 円未満		7, 500		7, 350
D 1 – 1	に該当する世帯	48,600 円以上 61,600 円未満		9,000		9,000
D 2 - 1		61,600 円以上 72,400 円未満		9,000		9,000
D 3 - 1		72, 400 円以上 77, 101 円未満		9,000		9,000

【注】上記の金額に、多子軽減等が入ります。詳しくは市保育所・幼稚園課窓口までお問い合わせください。

# 11. 育児休業取得(予定)の方へ

# I 育児休業取得中の新規入所について

育児休業取得中は、職場復帰に合わせた入所を除き、新規入所はできません。

職場復帰に合わせた入所を希望の場合、入所後1か月以内に職場復帰する必要があります。**復帰後は 速やかに就労証明書を提出してください。**また、入所後2週間程度慣らし保育があります。慣ら し保育に対応できるように入所希望日を決定してください。

#### (例) 育休復帰予定日が7月の場合

育休復帰予定日	入所希望日	申請締切	育休復帰日	備考
7月1日	6月1日	4月10日	7月1日	7月1日に入所すると慣らし保育の対応が難
				しいため、6月1日に入所。
7月2日~	6月1日	4月10日	7月1日	7月1日に入所すると慣らし保育の対応が難
7月14日				しいため、6月1日に入所。また、入所後1
	または			か月以内に職場復帰する必要があるため、職
				場と調整し育休復帰日を7月1日に早める。
	7月1日	5月10日	育休復帰	7月1日に入所し、職場との調整や有休など
			予定日	で慣らし保育に対応する。
7月15日~	7月1日	5月10日	育休復帰	7月1日に入所し、2週間程度の慣らし保育
7月31日			予定日	終了後に職場へ復帰する。

<sup>※</sup>上記はあくまでも一例です。①2週間程度の慣らし保育への対応 ②入所後1か月以内の職場復帰 が 出来れば問題ありませんので、職場及び入所希望園と話し合いのうえで入所希望日を決定してください。

#### Ⅱ 育児休業取得中の入所継続について(在園児の方)

すでに保育所等を利用している児童がいる場合は**継続利用が可能**です。以下のタイミングで書類の提出が必要ですので、ご利用中の保育所もしくは市保育所・幼稚園課へ遅滞なく提出してください。

#### (1) 産前産後休暇取得時

保育の必要性が就労から産前産後に切り替わります。「申告書」と「母子手帳の写し」をご提出ください。保育必要量は保育標準時間、保育所の利用期間が6か月後までとなります。

#### (2) 育児休業取得時

保育の必要性が産前産後から育児休業中に切り替わります。「就労証明書」をご提出ください。 保育必要量は保育短時間、保育所の利用期間が年度末まで(就労証明書上の雇用期間が年度末より 前に切れる場合はその月まで)となります。

#### (3)育児休業復帰時

保育の必要性が育児休業中から就労に切り替わります。「就労証明書」をご提出ください。 保育必要量は勤務時間等に応じて保育標準時間または保育短時間になります。

※就労証明書は<u>育児休業復帰後発行</u>したものを提出してください。また、**保育標準時間への変更を希望される場合**は、前月末までに申立書を提出してください。

# 12. よくある質問とその回答

## I 入所の申請について

1 人所の申請について	
Q1 小郡市に転入予定ですが、小郡市に	A1 申請可能です。ただし、入所月の前月末までに小郡
住民票がない場合でも申請できますか?	市へ転入する(住民票を移す)ことが条件です。
	なお、期日までに転入できなかった場合は入所取り消しと
	なります。
Q2 転入予定で申請しようと考えていま	<b>A2</b> 郵送申請は可能です。ただし、 <b>申請締切日必着</b> で
すが、遠方に住んでいるため保育所・幼稚	すので、ご留意ください。
園課窓口での提出ができません。郵送での	なお、個人番号台帳の添付書類として、保護者全員分の
申請は可能ですか?	マイナンバーが分かるもの+本人確認書類の写し(マイナ
	ンバーカードの場合は両面の写し)が必要です。個人
= / H/#/	情報文書ですので、簡易書留での郵送をお勧めします。
Q3 申請書提出までに園の見学ができて	A3 申請可能ですが、入所決定前には見学が必須です。
いない場合でも、入所希望可能ですか?	選号時点で見学していない場合、次点の方に案内すること
	があります。 <b>可能な限り見学後に申請</b> してください。
Q4 11 月現在育児 休 業 中で、翌年8	A4 育児休業中の新規入所の場合、入所後 1カ月以内に
月 1 日復帰予定です。一斉申込みの際に 4	<b>育休復帰する必要があります</b> (4月1日入所の場合は5
月1日入所希望で申請できますか?	月 1 日までに復帰)。そのため、8 月 1 日復帰予定の方
	は申請できません。ただし、入所決定に合わせて育休復帰
	を早め5月1日までに復帰する場合は申請が可能です。
Q5 小郡市外の認可保育所に入所できま	A5 「保護者の勤務地が遠く、小郡市内の保育所では
すか?	送迎が間に合わない」などの特別な理由があれば、他市町
	村の保育所が利用できる「広域入所」の申請が可能です。
	広域入所申請の可否、申請書の提出期限などについては入
	所希望園がある市町村との協議のうえで決定します。利用
41 / P-taus	を希望する方は <u>事前にご相談ください</u> 。
Q6 年度途中の入所申請はできますか?	A6 申請可能です。申請時期などの詳細は6ページを
() / (**a,5** : 3	きゃしてください。
Q7 育児休業を延長する場合、保育所	A7 お子さんが1歳になる誕生日より前の入所希望日
に入所できなかった証明を会社(勤め先)	で、保育所入所の申請をしてください。
に提出する必要があると聞きました。どの	(例) 令和7年7月21日生まれ→令和8年7月1日入所
ような手続きが必要ですか?	(申請締切:5月10日または6月10日)
	選考の結果、入所が出来ない場合は、「保育所入所保留通
	知書」を送付します。その通知書をもって、お勤め先並び
	にハローワークで育児休業延長の手続きをしてください。

#### Ⅱ 保育所入所後の手続きについて

Q8 求職活動中で保育所を利用してい ます。定められた期間内に仕事が決まらなか ったらどうなりますか?

げんそくたいしょ **A8 原則退所**となります。

求職中で入所した場合は入所した日から 3 か月以内、保 育所利用中に退職した場合は退職日から数えて 90 日後 が属する月の月末までに就労証明書をご提出ください。 なお、求職による保育所利用は**年度内で通算3 か月まで** です。

Q9 求職活動中で保育所を利用していま す。就労が決まったため保育標準時間に 変更したいのですが、どうすればいいです か?

A9 保育標準時間を希望する月の<u>前月末日までに</u>就労 しょっめいしょ 証明書(間に合わない場合は申立書)を提出してくだ。 さい。提出の翌月から保育標準時間に変更します。 なお、月途中での変更はできません。

Q10 保育要件が変更になりました。どの ような手続きが必要ですか? (例1) 産休に入った

(例2) 転職した

A10 変更後の「保育の必要性を詳゚jii する書類」を遠 やかに提出してください。なお、産休・育休に入る時の 手続き詳細は20ページにあります。

Q11 引っ越しや結婚、離婚などによって ゕてぃ じょうきょう ゕ 家庭の 状 況 が変わった場合、どのような手 続きが必要ですか?

(例3) 仕事を辞め、求職活動を始めた

家庭の状況が変わった場合、保育剤・副食費が 変更になる場合があります。速やかに市保育所・幼稚園 れんらく 課へ連絡してください。また、必要に応じて戸籍謄本な どの書類提出が必要です。

転闌したい場合はどうすればいいで Q12 すか?

A12 年度途中での転園はできません。転園希望の方 は、4月1日入所の一斉申込み受付期間に市保育所・幼 稚園課へご相談ください。(令和8年4月1日転園希望 の場合は令和7年11月4日~12月15日)

ただし、**転園の確約はできません**。転園できなかった場 合は、現在利用中の保育所を継続利用可能です。

# Ⅲ 保育料(副食費)について

Q13 保育料(副食費無償化) 算定に用い られる市民税は、いつの収入を基に決定さ れますか。

A13 以下の期間の収入をもとに決定します。

- 令和8年4月~令和8年8月の算定 ⇒令和6年1月~令和6年12月の収入
- ・令和8年9月~令和9年3月の算定 ⇒令和7年1月~令和7年12月の収入

Q14 保育料の口座振替日はいつですか。

A14 認可保育所の場合、毎月末日(土・日・祝日・ ぬんまつねんし 年末年始の場合は翌営業日)です。認定こども園、 小規模保育所は園が保育料を、徴、収しますので、ご利用 中の園にお尋ねください。

残高不足で保育料の口座振替ができ Q15 ませんでした。納付までの流れを教えてくだ さい。

A15 口座振替ができなかった方には、ご自宅に納付 書をお送りします。お近くの金融機関または市保育所・ 幼稚園課窓口(あすてらす内)で速やかにお支払いくだ さい。

## 13. ファミリー・サポート・センター事業について

#### I ファミリー・サポート・センターとは?

子育て中の家庭が、仕事と育児を両立し、安心して生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う組織です。

#### Ⅱ 援助活動の内容

- 仕事や買い物などで外出する際のお子さんの預かり
- ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり



#### Ⅲ ご利用にあたって

ひつよう つぎ ようけん はじめに、会員登録が必要です。次の要件をみたす場合であれば、どなたでも会員登録ができます。 また、両方の会員になることもできます。

#### <依頼会員>

- ・市内在住または、市内事業所等に勤務する人
- ・生後6か月以上の乳幼児〜小学生のお子さんが いる世帯
- ・センターが実施する講習会または、事業説明を受講した人(1時間程度)

#### <協力会員>

- ・市内在住でかつ、20歳以上の人
- ・健康で積極的に活躍できる人
- ・センターが実施する講習会を受講した人 (5日間程度)

## Ⅳ 利用料金

利用料金は下表のとおりです。その他交通費などの実費や食事代がかかる場合があります。

曜日	時間	1時間当たり	10 分当たり
月~土曜日	午前了時~午後了時	600円	100円
(祝日を除く)	午後7時~午後9時	900円	150円
日曜日・祝日(12/29~1/3 含む)		900円	150円

利用料金は、依頼会員が協力会員へ直接お支払いください。

## V 申込み先

ーーー お申込みの際は、下記の事業所へご連絡ください。

ファミリー・サポート・センターおごおり(シルバー人材センター2階) 小郡市福童688番地1 **☎**0942-27-5411

\*\*年間の講習会スケジュールの関係上、協力会員の登録は、すぐにできない場合があります。

※ファミリー・サポート・センターを利用する市内在住の依頼会員のうち、下記対象者はこども

家庭支援課で事前登録後、助成を受けることができます。

対象者	登録申請時に必要な書類
ひとり親世帯(所得制限有)	会員証+児童扶養手当証書又は戸籍謄本・所得課税証明書
生活保護世帯	会員証+福祉事務所長の発行する証明書
市町村民税非課税世帯	会員証十所得課税証明書

問合せ先 こども家庭支援課 こども家庭係 ☎73-9147 (ダイヤルイン)

#### (入所案内以外) 子どもが病気になった時に・・・

# 14. 病児・病後児保育事業について

できる。病気では病気で復期等にあるお子さんを病院、診療所などに併設された保育施設でお預かりする事業です。 保護者が仕事などにより家庭での保育が闲難な場合に利用できます。

不受日が仕事体とにより参属との休月が四種は場合に利用とさなり。						
	社会福祉法人こぐま福祉会	せかいいりょうほうじんてんじんかい 社会医療法人天神会				
	「こぐま子どもの家」	「まどかチャイルドケアセンター」				
住所 住所	小郡市大板并1143-1	小郡市あすみ1-40				
対象者	生後3か月~小学6年生まで	生後10か月~小学6年生まで				
りょうかのうび利用可能日	育曜日〜土曜日(日・祝日・監・発素年始は保み) こどもが病気にかかっており、保護者が仕事や病気で、家庭で保育ができないこと					
りょうじょうけん 利用条件						
りょうじかん	1 日保育 8:30~16:00	1 日保育(平日) 8:30~17:30				
利用時間	延長保育 7:30~8:30、16:00~18:00					
りょうりょう利用料	1日保育 2,000円	1日保育 2,000円				
(%1)	延長保育 30分/150円					
利用料の補助	福岡県に住所がある人は利角児童1人あたり上では1000円が補助されます。					
	新型コロナウイルス感染症、インフルエ 麻しん、流行性角結膜炎 (					
利用できない	ンザ、麻しん、流行性角結膜炎(はやり	、新型コロナウイルス感染症、水痘、1歳				
がようき 病気(※2)	(単)、2歳未満の RS ウイルス (細)	未満のRS ウイルス(細気管支炎)				
	気管支炎)					
りぜんとうろく 事削 <b>豆</b> 球	必要(お問い合わせください)	不要(利用初日に登録申請書提出)				
りょうよやく 利用予約	「病児保育なび」で予約ができます。「福岡県 病児保育なび」で					
イリアコファイン VULL CHTUか	検索または着の QR コードよりお申込みください。					
0 + 5 0 + 5	710 12	10 = 5.7\ 0° = 1 1° = 78 7. ± /				

- 利用料の他、こどもの状況により必要となった諸経費(医療費など)は別途実費負担となります。
- ※2 病気の症状によっては、記載の病気以外の際もお預かりできない場合があります。 が、
  せいしょうはっせい
  しょうきょう
  によっては、受入対応に変更が生じる場合があります。

#### 〇問い合わせ先

・こぐま子どもの家 ☎0942-72-7221 (代表)

まどかチャイルドケアセンター ☎0942-65-9096



#### (入所案内以外) 困ったときに・・・

# 15. 一時的な利用の場合

## Ⅱ 一時預かり保育

保護者の疾病、看護、災害、事故、院婚葬祭等、やむを得ない理由により繁急一時的に保育が必要な時に利用できます。事前登録・予約制です。詳しくは各園へお問い合わせください。

場所	対象者	利用料金	その他	日時	連絡先
味坂保育園	1歳~の	1 時間 450円		月~金曜日	0942-
<b>外</b> 以 休 月 图	みしゅうえんじ 未就園児		きゅうしょく 給食200円	9:00-16:00	72-1101
城山保育園	6か月~の	3 歳未満児	おやつ 50 円	月~金曜日	0942-
	未就園児	1日2,800円	おむつ処理費	9:00-16:00	72-5306
すばる	1歳~の	3 歳以上児	1日 10円	月~金曜日	0942-
こども園	未就園児	1 日 2,300 円		9:00-16:00	23-0375

す さとがえ しゅっさんちゅう かのう ※小郡市外にお住まいの方、里帰り出 産 中の方も利用可能

## □ 一時保育(ぷちタイム)

ほこしゃ 保護者がリフレッシュしたい時など、短時間の預かり保育を行います。事前登録・予約制です。

場所	対象者	利用料金		日時	連絡先
小郡市子育て	市内在住で、	1 時間	400円	月~金曜日	0942-
支援センター	世後3 か月~の	2 時間	800円	9:00-12:00	72-1101
(大崎保育所)	未就園児	3時間	1,000円	13:00-16:00	12-1101

<sup>※</sup>里帰り出産中の方も利用可能

# □ こども誰でも通園制度

保育の必要性(就労など)の有無にかかわらず保育所を利用できる制度です。発齢の近いこどもや 保育士など家族以外との関わりを持つことで、こどもの成長を促すことを目的としています。 予管てに関して保育士からアドバイスをもらうこともでき、孤立感や不安感の解消につながります。

【対象児童】 保育所等を利用していない生後6か月~満3歳未満のお子さん

「利用可能時間」 月10時間を上限に、答実施施設が定める枠内で利用可能

『利用開始日』 令和8年4月1日から

【利用料 金 (予定) 】 1時間300円 (ご家庭の 状 況 により減免の可能性あり)

実施施設や時間枠などの詳細は、広報おごおりや市ホームページに2月頃掲載予定です。 詳しくは、保育所・幼稚園課(Tel73-9148)へお問い合わせください。